

## 新潟市子ども手当事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）に基づく子ども手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (認定請求書の処理)

第2条 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年3月31日厚生労働省令第51号。以下「省令」という。）第1条に規定する子ども手当認定請求書は、別記様式第1号による。

2 市長は、前項に規定する子ども手当認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給資格があると認めた場合には別記様式第2号による子ども手当認定通知書を、支給資格がないものと認めた場合には別記様式第3号による子ども手当認定請求却下通知書を、請求者に通知するものとする。

### (額改定認定請求書の処理)

第3条 省令第2条に規定する子ども手当額改定認定請求書は、別記様式第4号による。

2 市長は、前項に規定する子ども手当額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には別記様式第5号による子ども手当額改定認定通知書を、手当額を改定しないものと認めた場合には別記様式第6号による子ども手当額改定認定請求却下通知書を用いて、請求者に通知するものとする。

### (額改定届の処理及び職権に基づく改定)

第4条 省令第3条に規定する子ども手当額改定届は、別記様式第7号による。

2 市長は、前項に規定する子ども手当額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には別記様式第8号を用いて、子ども手当額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合

は当該届書を届出者に返送するものとする。

- 3 市長は、子ども手当額改定届の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、別記様式第8号を用いて、子ども手当額改定通知書を、当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第5条 省令第7条の子ども手当受給事由消滅届は、別記様式第9号による。

- 2 市長は、前項に規定する子ども手当受給事由消滅届の提出を受けたときは、別記様式第10号による子ども手当支給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。
- 3 市長は、子ども手当受給事由消滅届の提出がない場合であっても、公簿等によって子ども手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、別記様式第10号による子ども手当支給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。
- 4 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（現況届の処理）

第6条 省令第4条の子ども手当現況届は、別記様式第11号による。

- 2 市長は、前項に規定する子ども手当現況届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、別記様式第10号による子ども手当支給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

（未支払請求書の処理）

第7条 省令第9条の未支払子ども手当請求書は、別記様式第12号による。

- 2 市長は、前項に規定する未支払子ども手当請求書の提出を受けたときは、その内容を

審査し、未支払の子ども手当を支給するものと決定した場合は、別記様式第13号による未支払子ども手当支給決定通知書を、請求を却下するものと認めた場合には別記様式第14号による未支払子ども手当請求却下通知書を、請求者に通知するものとする。

(寄附に係る事務処理)

第8条 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法律第23条の規定による寄附の申出については、支払期月毎の前月末日までとし、申出書の提出された日以後に支払われるべき子ども手当を対象として寄附がされるものとする。

2 省令第14条に定める申出書（以下「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支払われる子ども手当の額のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、別記様式第15号による子ども手当に係る寄附受領証明書を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、申し出の提出された日以後に支払われるべき子ども手当を対象とする。

(支払)

第9条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 市長は、子ども手当の支払いを行う場合には、受給者に通知するものとする。ただし、支払期月における子ども手当の支払いについて、支払日等を市広報に掲載することにより、通知を省略することができる。

3 子ども手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止等)

第10条 市長は、法第9条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第10条の規定により子ども手当の支払を一時差し止めることとしたときは、別記様式第16号による子ども手当支払差止通知書により受給者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(法附則第3条に規定する経過措置に基づく認定の処理)

第2条 市長は、法附則第3条の規定により、同法第6条第1項の規定による認定の請求があったものとみなされる場合については、公簿等により内容を審査し、受給資格があると認めた場合には別記様式第2号による子ども手当認定通知書を、受給資格がないものと認めた場合には別記様式第3号による子ども手当認定請求却下通知書を、請求者に通知するものとする。

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

子ども手当様式一覧

	名称	関係条文
別記様式第1号	子ども手当認定請求書	第2条
別記様式第2号	子ども手当認定通知書	第2条
別記様式第3号	子ども手当認定請求却下通知書	第2条
別記様式第4号	子ども手当額改定認定請求書	第3条
別記様式第5号	子ども手当額改定認定通知書	第3条
別記様式第6号	子ども手当額改定認定請求却下通知書	第3条
別記様式第7号	子ども手当額改定届	第4条
別記様式第8号	子ども手当額改定通知書	第4条
別記様式第9号	子ども手当受給事由消滅届	第5条
別記様式第10号	子ども手当支給事由消滅通知書	第5条
別記様式第11号	子ども手当現況届	第6条
別記様式第12号	未支払子ども手当請求書	第7条
別記様式第13号	未支払子ども手当支給決定通知書	第7条
別記様式第14号	未支払子ども手当請求却下通知書	第7条
別記様式第15号	子ども手当に係る寄附受領証明書	第8条
別記様式第16号	子ども手当支払差止通知書	第10条

別記様式第1号（第2条関係）

子ども手当 認定請求書

あて先 新潟市長

		認 定 番 号	
提 出 日	年 月 日		
請 求 者 (生計中心者)  ◎父母ともにいる場合でもより生計の中心となる者	住 所 新潟市 区		
	フリガナ		
	氏 名		印
	(本人が署名した場合は、押印は不要です。)		
生 年 月 日		年 月 日	
連絡先電話 自 宅・携 帯・その他			

◎父母の場合：監護し、生計が同一の子どもを記入してください。◎父母以外の場合：監護し、生計を維持する子どもを記入してください。

子 ども の 氏 名 18歳に達した日以後の 最初の3月31日までの者	生 年 月 日	続柄	同居・別居 の別	住 所 (請求者と異なる場合に記入)
フリガナ			同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	

請 求 者 に つ い て	年 金 別	1 厚生年金 または 年金に 入している 請求者の 証 ( ) が 必要 2 厚生年金・ 年金どちらも 入していない 証の は 不要 公務 は職場での手続きとなります。										
	受 け 取 り 口 座	金融機関名・支 名・金 別・口座番号 行・用金・ 本 用 合・ 支 そ の 他 出 所 ( )										
	◎請求者名 の 口座に限りま す。	1 通 合										に たない場合は 先 に をつけてくだ さい。
	◎うち 行 の場合でも、こ の 式で記入 してください。	口座名 人 ナ氏名 ( 等に記載の ナ氏名・ なども1 )										

の 内のみ記入してください。

市 処 理	金融機関	番 号	受 理 日	支 給
出生・転入・受給者変更			・	年 月
	不 書 等			転出 定日(軸 印)
	口 座・ 証・別居監護・住民			年 月 日

別記様式第2号

様  
年 月 日

新潟市長  
( 当 )

子ども手当 認定通知書

子ども手当の請求について、受給資格を認定しましたので通知します。

請 求 日

請求者 ( 受給者 )

認 定 番 号

支 給 対 象 者

手 当 月 額

支 給 年 月

初 回 支 払 定 日

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取り消しを求める ( 取消 ) は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for signature or stamp.

別記様式第3号

年 月 日

様

新潟市長  
( 当 )

子ども手当 認定請求却下通知書

子ども手当の受給資格について、 のとおり請求を却下しましたので通知します。

提 出 日

請 求 者

却 下 理 由

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60  
日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取  
り消しを求める (取消 )は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の  
日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for signature or stamp.



別記様式第4号（第3条関係）

子ども手当 額改定認定請求書  
（額用）

あて先 新潟市長

認定番号	
------	--

提出日	年 月 日
受給者	住所 新潟市 区
	フリガナ
	氏名 <span style="float: right;">印</span> (本人が署名した場合は、押印は不要です。)
	生年月日 年 月 日
連絡先電話 自宅・携帯・その他	

◎父母の場合：監護し、生計が同一の子どもを記入してください。◎父母以外の場合：監護し、生計を維持する子どもを記入してください。

額対象の子どもの氏名 15歳に達した日以後の 最初の3月31日までの者	生年月日	続柄	同居・別居 の別	住所（受給者と異なる場合に記入）
フリガナ	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	
	年 月 日		同居 ・ 別居	

子ども手当が 額となる事由	出生  その他（ ）
事由 生日	年 月 日

の 内のみ記入してください。

市 処 理	受 理 日	額 月 額	支 給 月 額	額
	・ ・			年 月
	不 書 等			
	別居監護・住民	・		

様  
年 月 日

新潟市長  
( 当 )

子ども手当 額改定認定通知書

子ども手当の額の改定について、 のとおり認定しましたので通知します。

請 求 日

請求者 ( 受給者 )

認 定 番 号

額 対 象 者

額 する 手 当 月 額

額 後 の 手 当 月 額

改 定 年 月

額 の 理 由

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取り消しを求める ( 取消 ) は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for additional information or signature.

別記様式第6号

年 月 日

様

新潟市長  
( 当 )

子ども手当 額改定認定請求却下通知書

子ども手当の額の改定請求について、 のとおり請求を却下しましたので通知します。

提 出 日

請求者 ( 受給者 )

認 定 番 号

却 下 理 由

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取り消しを求める ( 取消 ) は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for signature or stamp.

別記様式第7号（第4条関係）

子ども手当 額改定届  
(減額用)

あて先 新潟市長

認 定 番 号

提出日	年 月 日
受給者	住 所 新潟市 区
	フリガナ
	氏 名 印 (本人が署名した場合は、押印は不要です。)
	生年月日 年 月 日
連絡先電話 自 宅・携 帯・その他	

減額対象の子どもの氏名	生 年 月 日	続柄	同居・別居 の別	住 所 (受給者と異なる場合に記入)
フリガナ	年 月 日		同居・別居	
	年 月 日		同居・別居	
	年 月 日		同居・別居	
	年 月 日		同居・別居	
	年 月 日		同居・別居	
	年 月 日		同居・別居	
	年 月 日		同居・別居	

子ども手当が減額となる事由	生計を同じく維持しなくなった 監護しなくなった 死亡した	15歳に達した日のする年度がした その他 ( )
事 由 生 日	年 月 日	

の 内のみ記入してください。

市 処 理	受 理 日	減 額 月 額	支 給 月 額	減 額
	・ ・			年 月

別記様式第8号

様  
年 月 日

新潟市長  
( 当 )

子ども手当 額改定通知書

子ども手当の額について、 のとおり改定しましたので通知します。

事 由 生 日

受 給 者

認 定 番 号

減 額 対 象 者

減 額 する 手 当 月 額

減 額 後 の 手 当 月 額

改 定 年 月

減 額 の 理 由

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取り消しを求める (取消 )は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

別記様式第9号（第5条関係）

子ども手当 受給事由消滅届

あて先 新潟市長

認 定 番 号	
---------	--

提 出 日	年 月 日
受 給 者	住 所 新潟市 区 フリガナ
	氏 名 (本人が署名した場合は、押印は不要です。) 印
	生 年 月 日 年 月 日
	連絡先電話 自 宅・携 帯・その他
	消 滅 事 由 該当するものを で で ください。
事 由 生 日	年 月 日

の 内のみ記入してください。

市 処 理	受 理 日	消 滅 年 月	
	・ ・	年 月	

様  
年 月 日

新潟市長  
( 当 )

子ども手当 支給事由消滅通知書

子ども手当の受給資格について、支給事由が消滅しましたので通知します。

消 滅 日

受 給 者

認 定 番 号

最 後 の 支 給 月

消 滅 事 由

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60  
日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取  
り消しを求める (取消 )は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の  
日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for signature or stamp.

別記様式第11号（第6条関係）

市 処 理	

様

子ども手当現況届（ 年6月1日現 ）

認定番号

（あて先）新潟市長

提出日	年 月 日
受給者	住所
	フリガナ
	氏名 <span style="float: right;">印</span> <small>（本人が署名した場合は、押印は不要です。）</small>
	生年月日 年 月 日
	連絡先電話

父母の場合：監護し、生計が同一である子ども 父母以外の場合：監護し、生計を維持する子ども 当てはまらない子どもは氏名を で消してください。

子どもの氏名 <small>18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者</small>	生年月日	続柄	同居・別居 の別	住所（受給者と異なる場合に記入）	子ども手当 支給対象
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

記入対象者は、 年 月 日生まれ以 ですが、支給対象者は 年 月 日生まれ以 です。

年金 別	1 厚生年金 または 年金 に 入っている 請求者の 証 を 付 ① してください。	2 厚生年金・ 年金どちらも 入していない 証の は不要
------	---	------------------------------

必要提出書 <small>（現況届と一 に提出）</small>	年金 別 により 必要 付書 が 異 な り ま す。	
	1 厚生年金・ 年金の場合	2 厚生年金・ 年金どちらもない場合



別記様式第12号（第7条関係）

（ ）

未支払子ども手当請求書

認定番号 第

号

提出年月日	受付確認年月日
・ ・	・ ・

(あて先) 新潟市長

受給資格があった者(死亡者)	氏名		死亡した年月日	・ ・
	住所	新潟市		
支給対象であった子ども	氏名	住所		
請求内容	支払金額	・ 月 から ・ 月 まで	請求金額	
支払金融機関	名称		口座番号	
	支名			
請求者	( ) 氏名	印		
	住所	新潟市  電話 ( )		
支給決定年月日	・ ・	請求却下年月日	・ ・	

印の は、記入しないでください。 は、書(かいし)ではっきり書いてください。  
記名押印に代て、署名することができます。

( )

「支給対象であった子ども」の は、子ども手当の受給資格があった者（死亡者）が （監護し、かつ、生計を同じくするか、または生計を維持することをいいます。以下同様です。）していた子ども（ 歳に 達して初めての3月31日までの子ども）について記入してください。

「請求の内容」の は、「 」の子ども手当の受給資格があった者（死亡者）に支払われるべき子ども手当で、まだその者が支払を受けていなかったものについて、その期 及び金額を記入してください。

「請求者」の は、子ども手当等の資格があった者（死亡者）が していた子どもの氏名、住所を記入してください。

「支払 金融機関」の は、請求者名 の 金口座を記入してください。

年 月 日

様

新潟市長  
( 当 )

未支払子ども手当支給決定通知書

未支払子ども手当の請求について、 のとおり支給することが決定しましたので通知します。

請 求 日

請 求 者

支 払 対 象 期

支 払 金 額

支 払 定 日

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取り消しを求める (取消 )は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for stamp or signature.

年 月 日

様

新潟市長  
( 当 )

未支払子ども手当請求却下通知書

未支払子ども手当の支給について、 のとおり請求を却下しましたので通知します。

提 出 日

請 求 者

却 下 理 由

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60  
日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取  
り消しを求める (取消 )は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の  
日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for additional information or signature.

別記様式第15号（第8条関係）

年 月 日

様

新潟市長  
( 当 )

子ども手当に係る寄附受領証明書

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律第7条第4項の規定に基づき、 に支払われた子ども手当について、同法第 条第 項の規定に基づく寄附額として下記金額を受領したことを証明します。

受 給 者

認 定 番 号

寄 附 金 額

本受領証明書は確定申 の 、 金の に必要な書 となりますので、 に してください。

所 の寄附金 と住民 の寄附金 額 の 方の適用を受けるためには、所 の確定申 書の提出が必要です。確定申 書に本受領証明書を 付し、所 の 務署へ確定申 書を提出してください。

所 の確定申 書を提出しない給 所 者の方、給 所 者で年末 を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民 の寄附金 額 の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の 年1月1日現 お住まいの市区 へ本受領証明書を 付して申 をしてください。

別記様式第16号（第10条関係）

年 月 日

様

新潟市長  
( 当 )

子ども手当 支払差止通知書

の理由により、 6月 以 の子ども手当の支払を差し止めたので通知します。

支払差止理由

なお、このまま現況届を提出されま と、一定期 経過後、手当を受ける権 が消滅してしまいますので 知おきください。

差 止 日

提 出 口 区 所 、出 所  
送の場合は、下記 い合わ 先あてにお いします。

き続き受給資格が認定された場合は、 6月 にさかの って支払います。

に提出された場合は、行き いですので 容 ください。

この決定に不 のあるときは、この通知書を受け取った日の 日から して60日以内に、新潟 知事に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取り消しを求める (取消 )は、この審査請求に対する 決の送達を受けた日の日から して6か月以内に新潟市長を として提 することができます。

Blank rectangular box for stamp or signature.